

⑫ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:長岡 憲宗)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:新井 誠)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	<p>1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。</p> <p>2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p> <p>3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。</p> <p>4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の運営体制	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	A×5		
(2) 経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3) 職員の意識の高揚							
(4) 業務の効率化・要員縮減						A×2	
(5) 最適な業務実施体制の検討への参画等						A	
(6) 契約の点検・見直し						A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 駐留軍等労働者の募集	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×3	A×3	A	A	A×3	A×5	
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査及び分析並びに改善案の作成	A×1 B×1	A	A×2	A×2	A×2	A	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.不要財産の処分に関する計画等	-	-	-	-	-	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間終了時の積立金の使途						-	
8.その他							
(1) ほう賞事業の見直し						A	
(2) 保有資産の見直し						A×2	
(3) 給与水準の適正化等						A	
(4) 内部統制の充実・強化						A	
(5) 事業の透明性の確保等						-	
9.年度計画以外の業務実績等							
(1) 随意契約の適正化	A	A	A	A	A		
(2) 保有資産		A	A	A	A		
(3) 官民競争入札		-	A	A	A		
(4) 内部統制		A×2	A	A	A×3		
(5) 給与水準及び総人件費改革		A	A	A	A		
(6) 目的積立金		A	A	A	A		
(7) 本部事務所の移転		C×2	C×2	A	B		
(8) 内部統制の充実・強化						A	
(9) 基本方針への対応等						A	
(10) 目的積立金						A	
(11) 「平成23年度業務実績評価の具体的な取組について」関連部分						A×2	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.15)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 23 事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けた進捗がなされたものと認められる。
- 具体的には、平成 23 年度は第3中期目標期間(5年間)の初年度にあたり、その中期目標を着実に達成すべく、業務運営の効率化を図り、年度計画(平成 23 年度)に掲げている「人件費2%、物件費1%の経費の抑制」を上回る経費の抑制などを図っている。
- 次年度以降においても、引き続き、理事長のリーダーシップのもと、防衛省との連携を密にとりつつ、業務の効率化・要員縮減、経費の抑制を着実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集、福利厚生施策、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化など、中期目標に掲げられた各種事項について積極的に取り組むことを期待する。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において講ずべき措置とされた事項について、平成 23 年度においてはその取組みがなされているが、引き続き平成 24 年度以降も適切に取組み、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)や「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定)など新しく定められた政府方針に基づく必要な措置を講じる必要がある。
- 前年度よりも説明が分かりやすく丁寧になっている。アカウンタビリティのレベルが向上していると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 (業務の効率化・要員縮減)	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度末人員数 316 人に対し、年度当初に各年度平均 2% に当たる 6 人を削減して、人員数を 310 人とした。これにより平成 23 年度計画に掲げている 2% (6 人) の人員削減を達成した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減については、平成 23 年度に 6 人を削減し、年度計画(平成 23 年度)に掲げている「2% (6 人)」の人員削減を達成し、平成 24 年度においては、本部については人員を 1 人削減し、支部については人員を 5 人削減する計画を作成したことは、中期目標の達成に向け順調に要員縮減が実施されているものと評価できる。次年度以降も、設定された目標に向け人員削減が計画的に行われることを期待する。なお、これらの施策が駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招かないような配慮が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各種メディアを活用し、周知活動に努めた結果、紹介率は 95.1% となった。 従来のインターネット(全国)及び携帯電話(本土)による応募受付に加え、スマートフォンからの応募受付を平成 24 年 2 月に全国で開始した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種メディアを活用し、周知活動に努めた結果、紹介率が 95.1% となったことは、前中期期間の実績(5年間平均 92.5%)と比較しても適切な水準であり、評価できる。平成 22 年度と比較し、ポスター、パンフレット、求人情報誌、テレビ、ラジオの活用を幅を広げ、また、従来のインターネット及び携帯電話による応募受付に加え、新たにスマートフォンからの応募受付を開始し、各種メディアを活用し、より効率的な募集の促進を図ったことは評価できる。なお、将来の適切な時期に、インターネットによる募集方式について検証を行うことも必要と考える。今後も引き続き、在日米軍からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、今中期目標期間の間、平均 90% 以上の紹介率を維持するよう効率的な募集の促進を図ることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
その他(給与水準の適正化等)	8(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人の給与水準は国家公務員と同等のものとなるよう努めることとされている。理事長については行政改革推進本部・総務省行政管理局が提示する各府省事務次官の給与に基づく額と比較すると 80% となっている。理事・監事については、総務省が公表している全独立行政法人の役職員の給与水準の平均支給額と比較すると 83% ~ 95% であった。職員については、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の比較指数は 91.0 と国家公務員の給与水準を下回っている。人件費についても、前期中期目標期間の最終年度である平成 22 年度に対し 2.3% の抑制となっている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構職員給与の支給水準は、国家公務員と比較すると国家公務員の給与水準を 100 とした場合の比較指数は 91.0 と国家公務員の給与水準を下回っており、今後も引き続き給与水準の適正化及び総人件費の抑制に努めるとしていることは評価できる。役職員の給与等の水準について、機構ホームページ及び機構広報誌により公表していることは評価できる。平成 24 年 2 月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を踏まえ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、給与の引き下げを実施したことは評価できる。引き続き、国家公務員の給与水準を考慮し、給与水準の適正化に取り組むことを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

